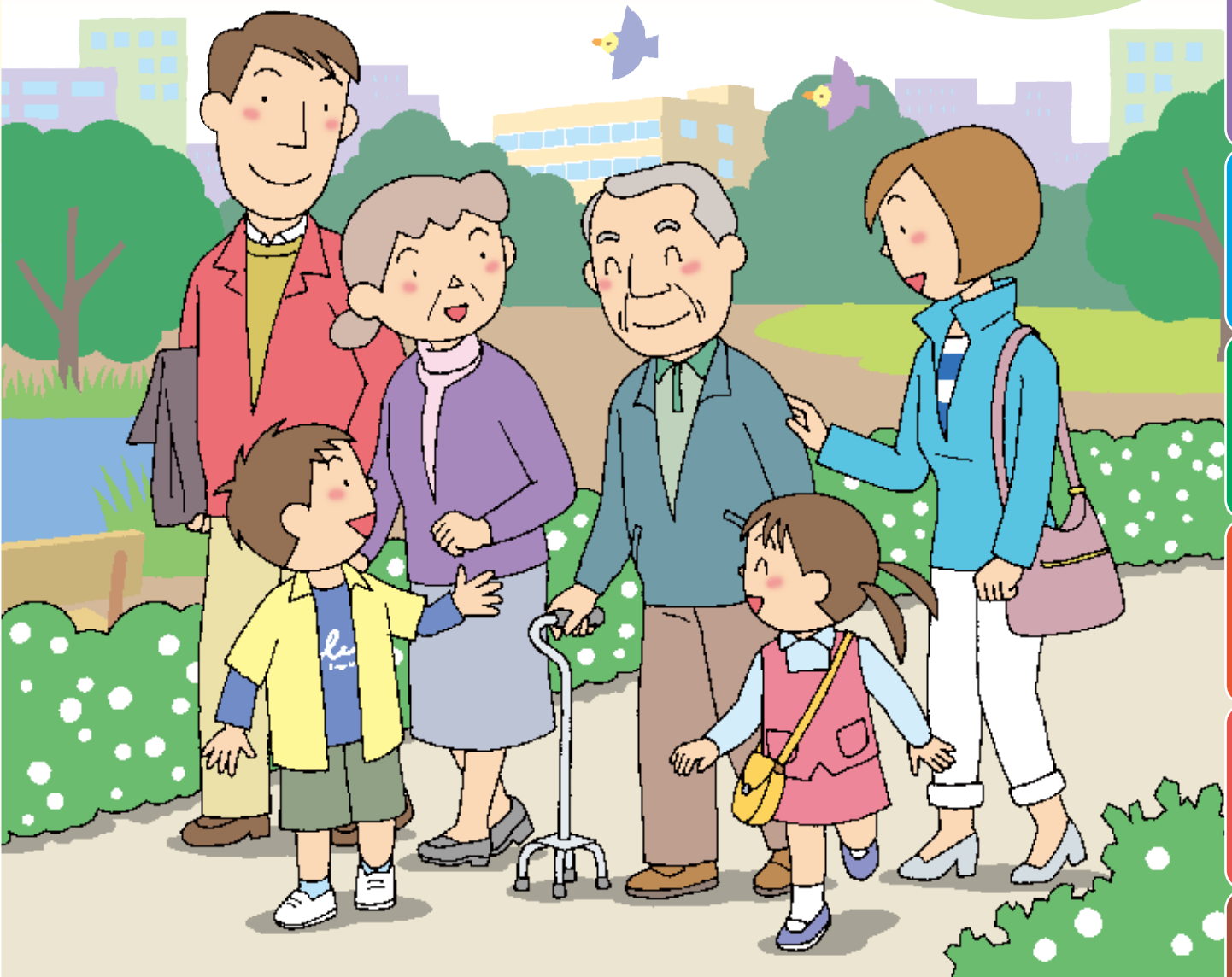


はつらっ

介護保険

～いつまでも住みなれたこのまちで～

令和8年度版



川口市

介護保険制度
のしくみ

3ページ～

介護保険料

6ページ～

利用者の負担

11ページ～

サービスの
利用のしかた

14ページ～

利用できる
サービス

22ページ～

なんでも
ご相談
ください

30ページ～

上手な事業者
の選び方

32ページ～

介護サービスの
苦情・相談が
あるとき

33ページ～

川口市の事業

33ページ～

介護予防・
日常生活支援
総合事業

34ページ～

介護保険の変更点（令和8年）

令和8年4月から

- 介護保険料の第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける金額が変わりました。(8、9ページ)

令和8年8月から

- 高額介護サービス費と特定入所者介護サービス費の支給要件の一部が変わります。(12、13ページ)
- 施設サービス等を利用した際の基準費用額（食費）と、低所得者の負担限度額（居住費等・食費）の一部が変わります。(12ページ)

もくじ

介護保険制度のしくみ

- ▶みんなで支え合う制度です 3
- ▶介護保険の被保険者 4
- ▶介護保険の保険証が交付されます 5

介護保険料

- ▶介護保険料は大切な財源です 6
- ▶40歳以上65歳未満のかた（第2号被保険者）の介護保険料 7
- ▶65歳以上のかた（第1号被保険者）の介護保険料 8

利用者の負担

- ▶費用の一部を負担します 11

サービスの利用のしかた

- ▶申請から認定までの流れ 14
- ▶通知から利用までの流れ 18

利用できるサービス

- ▶介護保険で利用できるサービス 22

なんでもご相談ください

- ▶高齢者の総合相談窓口 地域包括支援センターを利用しましょう 30

上手な事業者の選び方

- ▶サービスの種類や事業者を自分で選びます 32

介護サービスの苦情・相談があるとき

- ▶介護サービスの苦情・相談があるときは 33

川口市の事業

- ▶川口市が独自に取り組む事業です 33

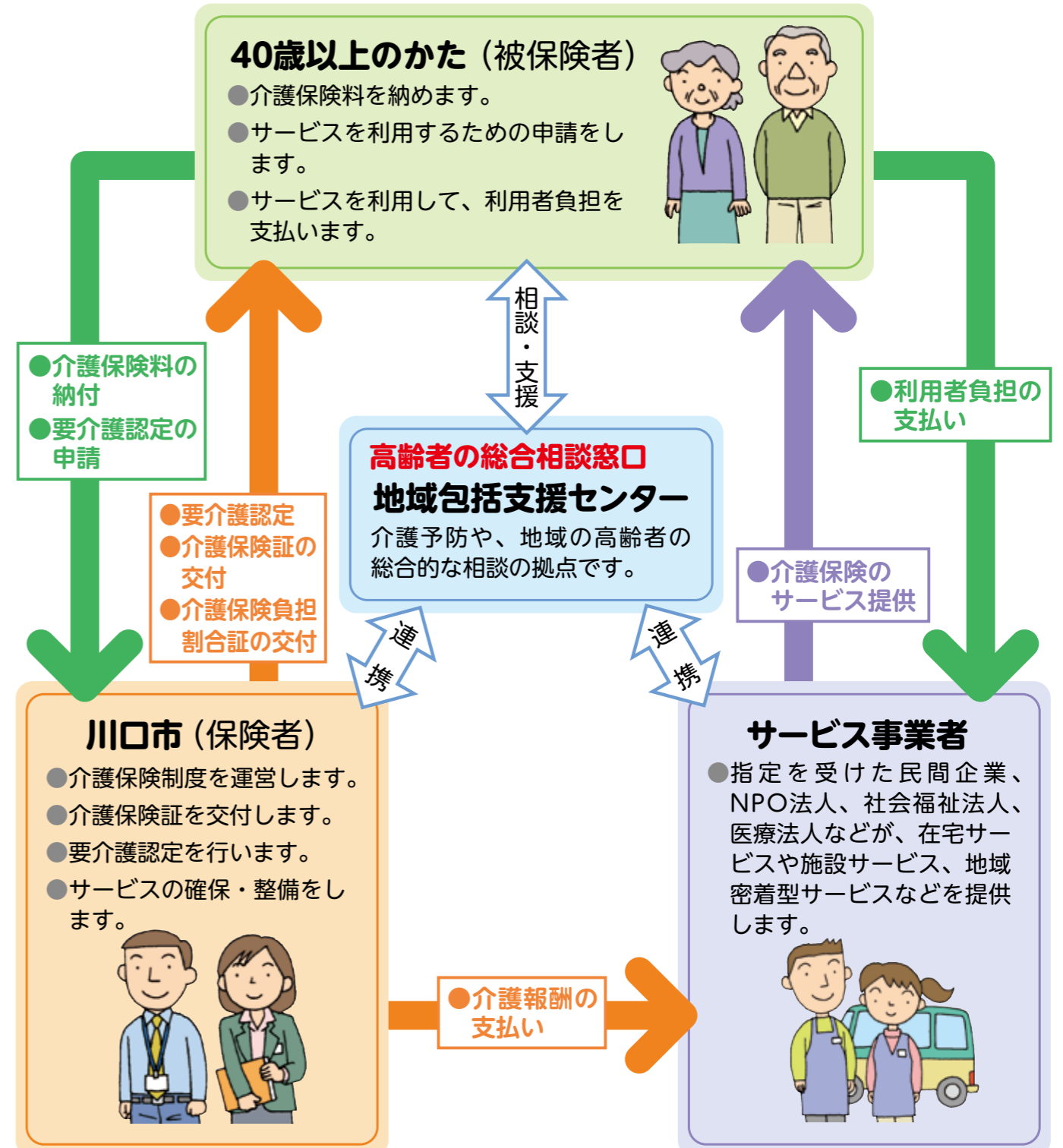
介護予防・日常生活支援総合事業

- ▶介護予防に取り組みましょう！ 34

介護保険制度のしくみ

みんなで支え合う制度です

介護保険制度は、40歳以上のかたが被保険者となって介護保険料を納め、介護や支援が必要となったときにサービスが利用できる、支え合いの制度です。川口市が運営しています。



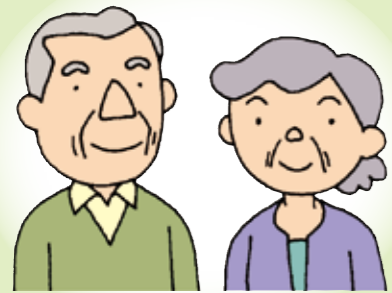
介護保険の被保険者

40歳以上のかたは、介護保険の被保険者です。

被保険者は年齢により2種類に分かれ、65歳以上のかたは第1号被保険者、40歳以上65歳未満のかたは第2号被保険者となります。

65歳以上のかた

第1号被保険者



サービスが利用できるかた

日常生活に介護や支援が必要となったときに、川口市の認定を受けて、サービスが利用できます。どんな病気やけがが原因で介護が必要になったかは問われません。

40歳以上65歳未満のかた

第2号被保険者

(健康保険に加入しているかた)



サービスが利用できるかた

特定疾病が原因となって、介護が必要であると認定されたかた（特定疾病以外の原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません）。

特定疾病

- | | | | |
|-------------|--|------------------------------------|--------------------------------------|
| ●がん* | ●進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性
症およびパーキンソン
病 | ●早老症 | ●閉塞性動脈硬化症 |
| ●関節リウマチ | ●筋萎縮性側索硬化症 | ●糖尿病性神経障害、
糖尿病性腎症および
糖尿病性網膜症 | ●慢性閉塞性肺疾患 |
| ●後縦靭帯骨化症 | ●骨折を伴う骨粗鬆症 | ●脳血管疾患 | ●両側の膝関節または
股関節に著しい変形
を伴う変形性関節症 |
| ●初老期における認知症 | ●脊髄小脳変性症 | | |

*医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。

介護保険の保険証が交付されます

介護保険の被保険者には、一人に1枚の介護保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。

●65歳以上のかた（第1号被保険者） → 65歳に到達する月の前月に交付されます。（65歳到達は誕生日の前日です）

●40歳以上65歳未満のかた（第2号被保険者） → 認定を受けた場合などに交付されます。

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	性別
交付年月日	
保険者番号並びに 保険者の 名称及び印	印

介護保険証の番号を控えておきましょう。

住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう。

裏面の注意事項をよく読みましょう。

介護保険のサービスを利用するときなどに欠かせないものですから、大切に扱しましょう。



■介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けているかたや、事業対象者と判定されたかたには、保険証とは別に介護保険負担割合証が交付されます。サービス利用の際に負担する利用者負担の割合（1割から3割）が記載されています。

●有効期間は1年間（8月～翌年7月）です。

教えて！ 介護保険



介護保険のサービスを利用するつもりがないので、介護保険に入らなくてもよいですか。

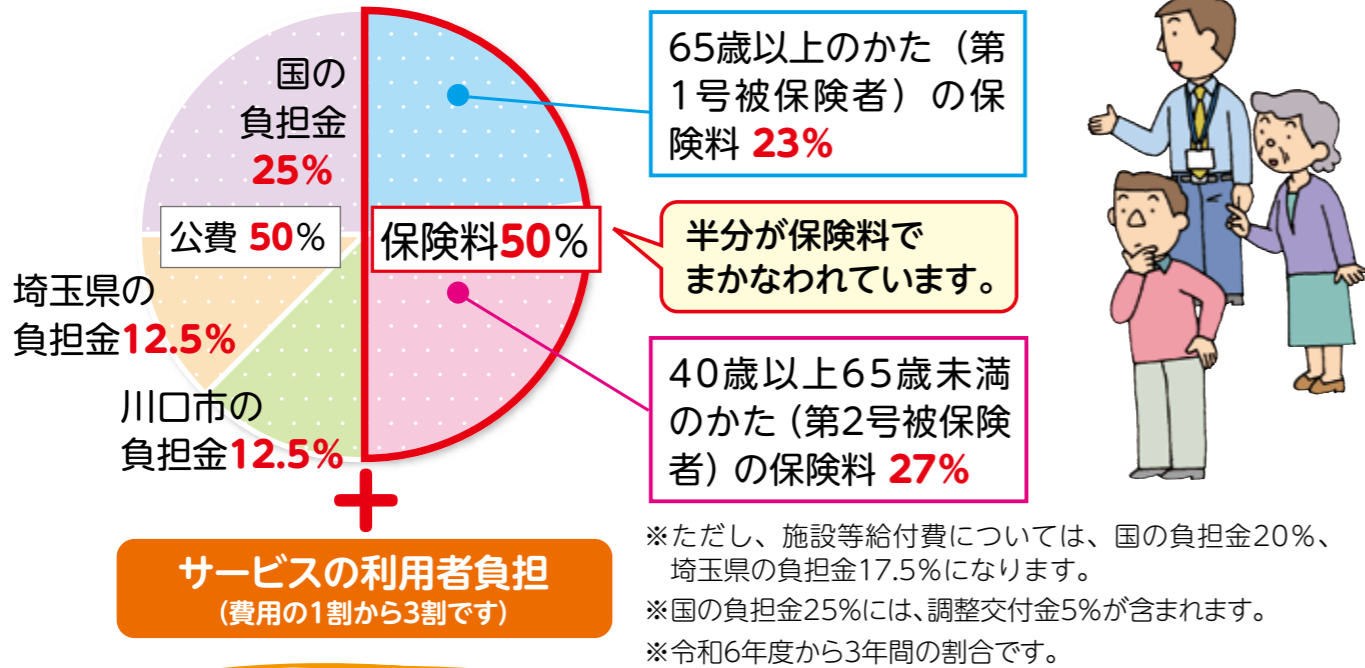


介護保険は、介護の負担を社会全体で支え合う社会保険制度です。サービスを利用する、しないにかかわらず、原則として40歳以上のすべてのかたが被保険者となるので、手続きをしなくても自動的に介護保険に入ることになります。外国籍のかたも、住民登録がある場合は、介護保険の被保険者となります。

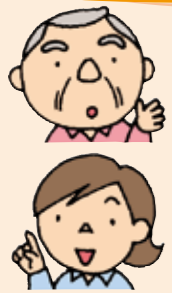
介護保険料は大切な財源です

介護保険は、公費と、40歳以上のみなさんが納める保険料を財源に運営しています。介護が必要になったときに、だれもが安心してサービスが利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険の財源（利用者負担分は除く）



教えて！ 介護保険



保険料を滞納しているとうなるのですか。

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割から3割ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

- 1年以上滞納すると…
費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。
- 1年6か月以上滞納すると…
費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。
- 2年以上滞納すると…
サービスを利用するときに利用者負担が3割または4割になったり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

やむを得ない理由で保険料を納められないときは

災害など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免が受けられることがあります。困ったときは、お早めに川口市の担当窓口にご相談ください。

40歳以上65歳未満のかたの介護保険料（第2号被保険者）

保険料の決まり方と納め方

国民健康保険に加入しているかた

決まり方

保険料（介護納付金）は下記の算定方法で、世帯ごとに決められます。



介護保険料

所得割

第2号被保険者の所得に応じて計算

均等割

第2号被保険者数に応じて計算

※介護保険料と医療給付費等の賦課限度額は別々に決められます。
 ※市区町村によって組み合わせが異なります。

納め方

国民健康保険の医療給付費分、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援金分、介護納付金分を合わせて、国民健康保険税として納めます。なお、納税義務者は世帯主となります。

職場の医療保険に加入しているかた

決まり方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。



介護保険料

給与および賞与

介護保険料率

※原則として事業主が半分負担します。

納め方

医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。
 ※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

介護保険料

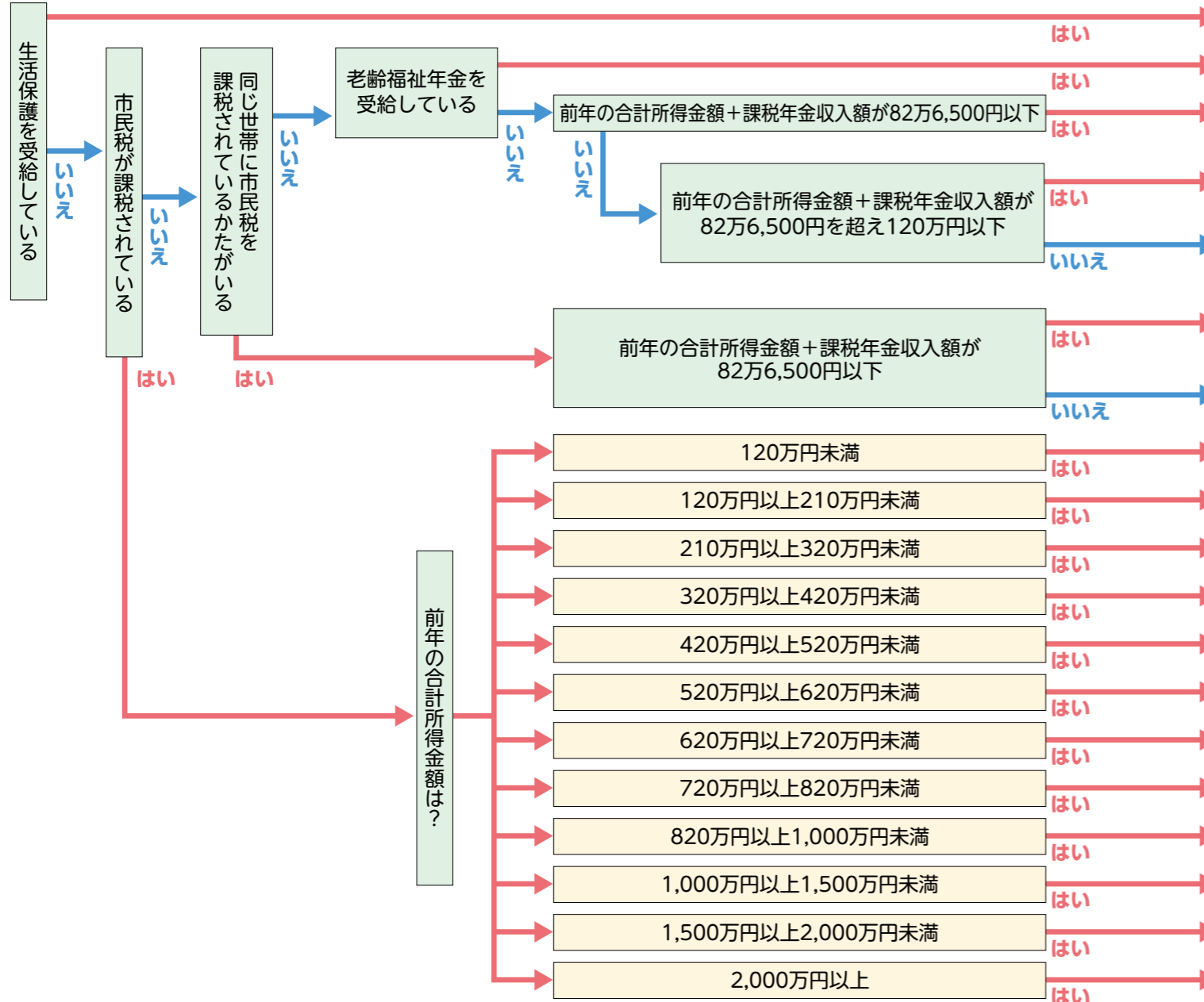
65歳以上のかたの介護保険料 (第1号被保険者)

65歳以上のかたの介護保険料は、川口市の介護保険サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得などに応じて決まります。あなたの保険料を確認してみましょう。

- **合計所得金額とは**…収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
- **課税年金収入額とは**…国民年金、厚生年金など課税対象となる種類の年金収入額のことで、障害年金、遺族年金、老齢福祉年金などは含まれません。

あなたの介護保険料は？

●介護保険法施行令改正により、第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける基準となる金額が令和8年4月から変更されました。



介護保険料は基準額をもとに決められます

基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる金額のことです。保険料は、本人や世帯の課税状況や所得に応じて、段階的に決められています。

$$\text{基準額(年額)} = \frac{\text{川口市で介護保険の給付にかかる費用} \times \text{65歳以上のかたの負担分(23\%)}}{\text{川口市の65歳以上の人数}}$$

第8期(令和3年度～令和5年度)
保険料基準額(年額)
70,890円

第9期(令和6年度～令和8年度)
保険料基準額(年額)
72,920円

第9期の第1号被保険者の介護保険料

※第1～第3段階の基準額に対する負担割合および保険料(年額)は、介護保険法施行令改正による公費軽減後のものです。

所得段階	対象者	基準額に対する負担割合	保険料(年額)
第1段階	●生活保護を受給しているかた ●老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が市民税非課税のかた ●本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82万6,500円以下のかた	※0.285	※20,780円
第2段階	●本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82万6,500円を超え、120万円以下のかた	※0.485	※35,360円
第3段階	●本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えるかた	※0.685	※49,950円
第4段階	●本人は市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82万6,500円以下のかた	0.85	61,980円
第5段階(基準額)	●本人は市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82万6,500円を超えるかた	基準額	72,920円
第6段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満のかた	1.10	80,210円
第7段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満のかた	1.30	94,790円
第8段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満のかた	1.50	109,380円
第9段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満のかた	1.70	123,960円
第10段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満のかた	1.90	138,540円
第11段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満のかた	2.10	153,130円
第12段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満のかた	2.30	167,710円
第13段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満のかた	2.40	175,000円
第14段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が820万円以上1,000万円未満のかた	2.60	189,590円
第15段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満のかた	2.70	196,880円
第16段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満のかた	2.80	204,170円
第17段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円以上のかた	3.00	218,760円

●所得段階の判定基準となる合計所得金額は、長期譲渡所得および短期譲渡所得については、特別控除後の所得金額を用います。なお、第1～第5段階においては、基準となる合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額を用います。
●令和8年度の介護保険料の算定に限り、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている場合で、給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満のかたは、令和7年度税制改正による給与所得控除の引上げ分を合計所得金額に加算します。その結果、令和8年度は市民税が非課税であっても、介護保険料の算定に限り、市民税課税とみなした所得段階となる場合があります。

介護保険制度のしくみ
介護保険料
利用者の負担
サービスのしかた
利用できるサービス
なんでもご相談ください
上手な事業者の選び方
介護サービスの苦情相談があるとき
川口市の事業
介護予防・日常
生活支援総合事業

保険料の納め方

介護保険料は年金からの差し引きによる支払いが原則です。ただし、65歳になったとき、他の市区町村から転入したときなどは約1年間納付書でのお支払いとなります。

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が
年額18万円以上のかた

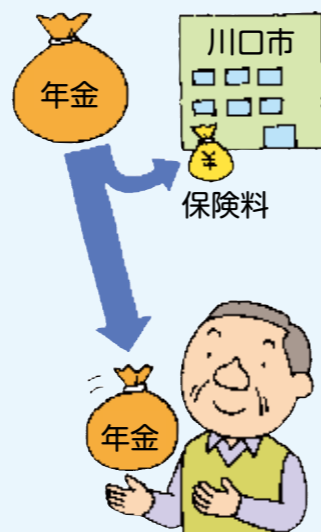
年金から差し引き
(特別徴収)

年金の定期支払いの際に、年金の受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)

介護保険料は前年の所得にもとづいて決まりますが、前年の所得が確定するのは6月以降となります。そのため、前年度から継続して特別徴収のかたは、4・6・8月は仮に算定された保険料を納めます（仮徴収）。

10・12・2月は、確定した年間保険料額から、仮徴収分を差し引いた額を納めます（本徴収）。



次の期間や場合には、年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納めます。

- 65歳になってから約1年間
- 他の市区町村から転入してから約1年間
- 年金の受給が始まってから約1年間
- 年金が一時差し止めになった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が
年額18万円未満のかた

口座振替または納付書で納付
(普通徴収)

口座振替または川口市から送付されてくる納付書で、期日までに金融機関などを通じて納めます。

口座振替がおすすめです!

普通徴収のかたには、便利で安心な口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

- 納入通知書 ● 預（貯）金通帳 ● 通帳届け出印

口座振替はお申し込みから、登録完了まで1か月半程度かかります。

簡単・便利なペイジー口座振替サービスもご利用いただけます

ペイジー口座振替サービスとは、キャッシュカードと暗証番号のみで口座振替のお申し込みができるサービスです。介護保険課、各支所及び各駅前行政センターの窓口にてお申し込みください。

※口座振替開始期前の保険料や、残高不足などにより自動引き落としされなかった保険料などは、納付書で納めることになります。

利用者の負担

費用の一部を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、かかった費用の一部を事業者者に支払います。

利用者の負担

サービスを利用したときに支払う利用者の負担割合は、下表のとおりとなります。

本人の合計所得金額 その他の要件	160万円未満 または※1にあてはまるかた	160万円以上 かつ※2の要件を満たすかた	220万円以上 かつ※3の要件を満たすかた
負担割合	1割	2割	3割

※1 市民税非課税のかた。64歳以下のかた。生活保護を受給されているかた。2割および3割の要件にあてはまらないかた。

※2 同世帯65歳以上のかたの「年金収入+その他の合計所得金額」が、1人の場合で280万円以上、2人以上の場合で合計346万円以上あるかた。

※3 同世帯65歳以上のかたの「年金収入+その他の合計所得金額」が、1人の場合で340万円以上、2人以上の場合で合計463万円以上あるかた。

注 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

在宅サービスの費用

介護保険では、要介護状態区分に応じて利用できる上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割から3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

◆主な在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

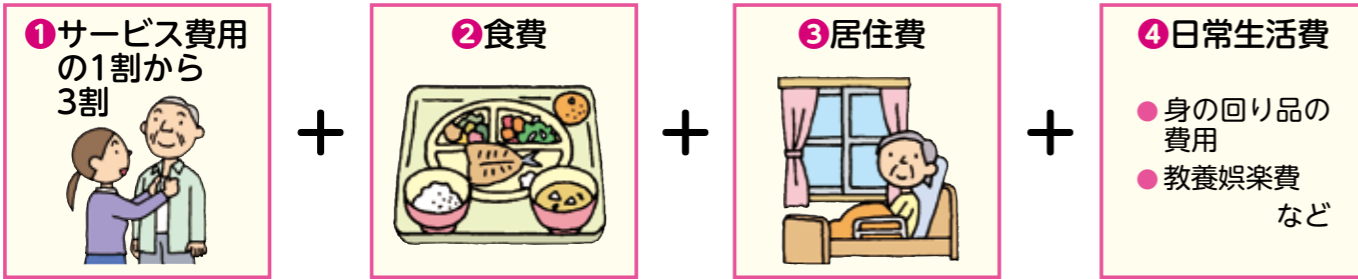
※上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費などの地域差に応じて限度額の加算が行われます。

支給限度額が適用されないサービス

- 要支援1・2のかたのサービス**
- 介護予防居宅療養管理指導
 - 介護予防特定施設入居者生活介護
 - 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
 - 特定介護予防福祉用具販売
 - 介護予防住宅改修費支給
- 要介護1～5のかたのサービス**
- 居宅療養管理指導
 - 特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
 - 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
 - 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - 特定福祉用具販売
 - 住宅改修費支給
 - 施設サービス

施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合は、下の①～④が利用者の負担となります。



短期入所生活介護と短期入所療養介護の食費・滞在費も全額利用者の負担です。利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、水準となる額が定められています。

■基準費用額：施設における食費・居住費（滞在費）の平均的な費用を勘案して定める額（1日当たり）

食費：1,445円【1,545円】 **令和8年8月から** 食費が【 】内の金額に変わります。

居住費等：ユニット型個室 2,066円
 ユニット型個室的多床室 1,728円
 従来型個室 1,728円（介護老人福祉施設、短期入所生活介護は1,231円）
 多床室 437円*（介護老人福祉施設、短期入所生活介護は915円）

*介護老人保健施設、介護医療院の室料負担のある多床室を利用した場合の基準費用額は697円になります（短期入所療養介護利用時も同様）。

●低所得のかたは食費と居住費が軽減されます

低所得のかたの施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費（滞在費）の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費）。

※通所サービスにおける食費負担は除く。

利用者負担段階	食費		居住費（滞在費）			
	施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階 ●本人及び世帯全員が市民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	300円	300円	880円	550円	550円 (380円)	0円
第2段階 本人及び世帯全員が市民税非課税で、 本人の年金収入額＋合計所得金額が 80万9千円以下のかた	390円	600円	880円	550円	550円 (480円)	430円
第3段階(1) 本人及び世帯全員が市民税非課税で、 本人の年金収入額＋合計所得金額が 80万9千円を超え120万円以下のかた	650円 【680円】	1,000円 【1,030円】	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
第3段階(2) 本人及び世帯全員が市民税非課税で、 本人の年金収入額＋合計所得金額が 120万円を超えるかた	1,360円 【1,420円】	1,300円 【1,360円】	1,370円 【1,470円】	1,370円 【1,470円】	1,370円 【1,470円】 (880円) 【(980円)】	430円 【530円★】

令和8年8月から 下線部が82万6,500円に変わります。また、一部の食費・居住費（滞在費）が【 】内の金額に変わります。介護老人福祉施設、介護老人保健施設・介護医療院（室料負担をした場合）は★の金額になります。

◆介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、（ ）内の金額になります。

◆年金収入額は、課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額になります。

◆次の①、②のいずれかに該当する場合は、負担限度額認定の対象になりません。

①市民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が市民税課税

②預貯金等が一定額を超える

・第1段階：預貯金等資産が単身で1,000万円、夫婦2,000万円を超える（生活保護受給者を除く）

・第2段階：預貯金等資産が単身で 650万円、夫婦1,650万円を超える

・第3段階(1)：預貯金等資産が単身で 550万円、夫婦1,550万円を超える

・第3段階(2)：預貯金等資産が単身で 500万円、夫婦1,500万円を超える

◆第2号被保険者は、各段階ともに預貯金等資産が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える

負担が高額になったとき

●介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担（1割から3割）の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。



◆利用者負担の上限（1か月）

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
●課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円
●課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円
●市民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円
●世帯全員が市民税を課税されていないかた	24,600円
●前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万9千円以下*のかたなど ●老齢福祉年金を受給しているかた * 令和8年8月から 「82万6,500円以下」に変わります。	15,000円（個人）
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円（個人） 15,000円

●該当するかたには申請書をお送りします。

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。

介護保険と医療保険のそれぞれ月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

◆高額医療・高額介護合算制度の負担限度額＜年額／8月～翌年7月＞

70歳未満のかた		70歳以上のかた、後期高齢者医療制度で医療を受けるかた	
所得 (基礎控除後の総所得金額等)	上限額	所得区分	上限額
901万円超	212万円	課税所得 690万円以上	212万円
600万円超901万円以下	141万円	380万円以上690万円未満	141万円
210万円超600万円以下	67万円	145万円以上380万円未満	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円
市民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円
		低所得者Ⅰ*	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。

●該当するかたには申請書を送付しますので、市区町村の医療保険窓口へ申請してください。

社会福祉法人等が行う介護保険サービスの利用者負担軽減措置

市民税世帯非課税で特に生計が困難なかたが社会福祉法人等が提供する介護保険サービスを利用する場合、利用者負担が軽減される場合があります（申請が必要です）。

申請から認定までの流れ

① 要介護・要支援認定の申請をします

サービスを利用するためには、要介護認定の申請が必要です。要介護認定では、「介護が必要な状態かどうか」「どのくらいの介護が必要であるか」などを決めます。まずは、介護保険課で申請の手続きをしてください。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証（介護保険被保険者証）
- 医療保険の資格情報がわかるもの（資格確認書など）

※このほか、本人や代理人の身元確認およびマイナンバー確認の書類などが必要です。くわしくは申請書類に同封されている案内をご確認ください。

申請書類一式が置いてある場所

- 介護保険課
- 各支所
- 各駅前行政センター

申請書を提出する場所

- 介護保険課



申請の代行も
お気軽に
ご利用ください

本人が申請に行くことができない場合は？

以下の人（事業者）に申請の代行をしてもらうことができます。

- 家族や成年後見人
- 地域包括支援センター（31ページを参照）
- 居宅介護支援事業者
- 介護保険施設 など



居宅介護支援事業者とは？

所属しているケアマネジャー（介護支援専門員）を中心に在宅でのサービス利用に当たって次のような役割を担っています。

- 要介護認定の申請代行や、利用者や家族の相談に応じたアドバイスをします。
- 利用者の希望にそったケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 施設入所を希望するかたに適切な施設を紹介します。 など



教えて！ 介護保険



申請後、認定結果が通知されるまでの間に介護サービスを利用したいときは？



申請した後、認定結果が通知されるまでの間にも介護サービスを利用することができます。その際には、「暫定ケアプラン」を作成すると、1割から3割の利用者負担でサービスを受けることができます。ただし、認定の結果「非該当(自立)」とされた場合には、全額自己負担となります。

② 認定調査が行われます

申請により、介護が必要な状態かどうか調査が行われます。また、同時に心身の状況について主治医に意見書を作成してもらいます。



認定調査

川口市の職員や川口市から委託された事業所の調査員（ケアマネジャー）が本人がいるところを訪問し、心身の状況について本人や家族などへ調査を行います。調査は全国共通の基準に従って行われます。

主な調査項目

基本調査

- | | | | |
|------------|----------|-----------|----------------|
| ● 麻痺などの有無 | ● 移動 | ● 清潔保持 | ● ひどい物忘れ |
| ● 拘縮の有無 | ● 立ち上がり | ● 衣服着脱 | ● 大声を出す |
| ● 寝返り | ● 片足での立位 | ● 薬の内服 | ● 過去14日間に受けた医療 |
| ● 起き上がり | ● 洗身 | ● 金銭の管理 | ● 日常生活自立度 |
| ● 座位保持 | ● えん下 | ● 日常の意思決定 | ● 外出頻度 |
| ● 両足での立位保持 | ● 食事摂取 | ● 視力 | |
| ● 歩行 | ● 排尿 | ● 聴力 | |
| | ● 排便 | ● 意思の伝達 | |
| | | ● 記憶・理解 | |

概況調査

特記事項

主治医意見書

本人の主治医に、心身の状況についての意見書を作成してもらいます。意見書の作成依頼は、本人や家族などが医療機関に直接行ってください。

なお、1回の申請に対して1名の主治医のみに意見書の作成を依頼できます。複数の診察科で受診がある場合は、介護保険課にご相談ください。

主治医とは？

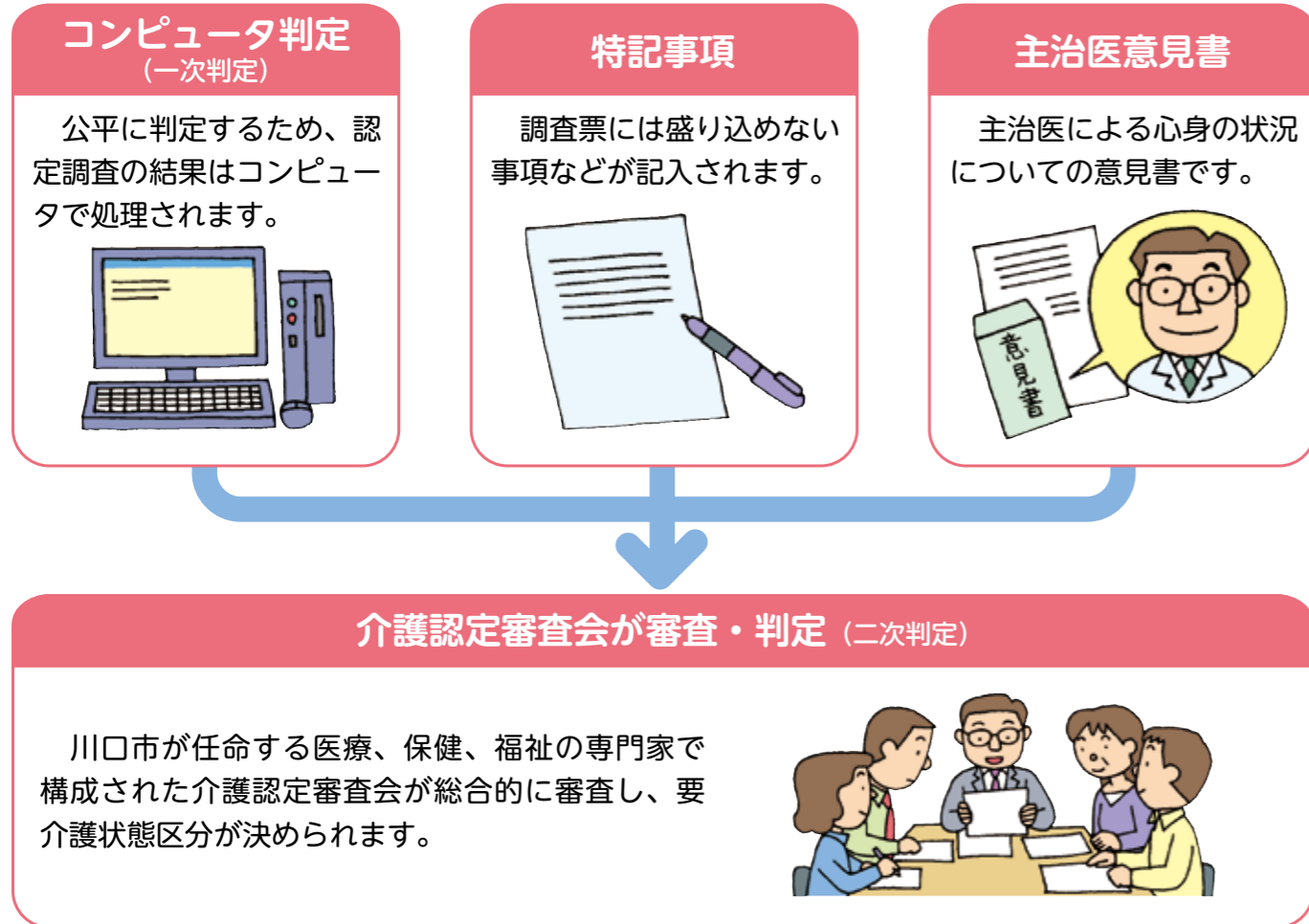
介護が必要な状態となった直接の原因である病気を治療している医師や、かかりつけの医師など、本人の心身の状況をよく理解している医師のことです。主治医がいない場合は、介護保険課にご相談ください。



③ 審査・判定します

調査票の結果は主治医意見書とともにコンピュータ処理されます(一次判定)。

コンピュータ判定(一次判定)の結果と、特記事項、主治医意見書をもとに介護認定審査会で審査し、どのくらいの介護が必要かという要介護状態区分を判定(二次判定)します。



④ 認定結果が通知されます

介護認定審査会の判定結果にもとづいて、「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」の区分に認定されます。結果が記載された認定結果通知書と介護保険証が届きますので、それぞれ記載されている内容を確認しましょう。

※認定結果の通知は、原則として30日以内に川口市から送付されます。

■認定結果通知書に書かれていること

あなたの要介護状態区分、認定の有効期間など

■介護保険証に記載されていること

要介護状態区分、認定の有効期間、支給限度額、介護認定審査会の意見、給付制限、居宅介護支援事業者名・事業所名など

要介護状態区分の状態像の例

※ここに示した状態の例はそれぞれの平均的な状態であくまでもめやすです。あなたの心身状態がここに示されたものと完全に同じにならない場合があります。

非該当	●自立している。	川口市が行う一般介護予防事業を利用できます。
要支援1	●食事や排泄はほとんど自分でできる。 ●掃除など身の回りの世話の一部に介助が必要ではあるが、身体機能の改善が見込める。	介護保険の介護予防サービスと川口市が行う介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます。
要支援2	●食事や排泄はほとんど自分でできる。 ●立ち上がりなどに支えが必要。 ●掃除など身の回りの世話に何らかの介助が必要ではあるが、身体機能の改善が見込める。	介護保険の介護予防サービスと川口市が行う介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます。
要介護1	●食事や排泄はほとんど自分でできる。 ●立ち上がりなどに支えが必要。 ●身の回りの世話への介助は部分的ではあるが、けがや病気で心身が不安定であったり、理解力の低下が見られることがある。	介護保険の介護サービスが利用できます。
要介護2	●食事や排泄に介助が必要なことがある。 ●身の回りの世話全般に介助が必要。 ●立ち上がりや歩行に支えが必要。	
要介護3	●食事や排泄、身の回りの世話、立ち上がりなどがほとんど自分ひとりではできない。 ●歩行が自分ひとりではできないことがある。	
要介護4	●食事や排泄、身の回りの世話、立ち上がりなどがほとんどできない。 ●歩行が自分ひとりではできない。 ●問題行動や全般的な理解力の低下が見られることがある。	
要介護5	●食事や排泄、身の回りの世話、立ち上がり、歩行などがほとんどできない。 ●問題行動や全般的な理解力の低下が見られることがある。	

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は原則として新規の場合は6か月(最長12か月)、更新の場合は12か月(最長48か月)です。また、認定の効力発生日は認定申請日になります(更新の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日)。

要介護認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

認定の更新時期を迎えたかたについて

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス、通所型サービスのみを利用する場合は、要介護・要支援認定の更新時に基本チェックリストの判定を受け、事業対象者に該当すれば、更新手続きをしなくてもサービスを利用できます。

くわしくは地域包括支援センターやケアマネジャーにご相談ください(34、35ページへ)。

変更の申請について

変更 要介護認定の有効期間内に介護を必要とする程度に変化があった場合には、区分変更の申請ができます。手続きは、初回の申請と同じです。ケアマネジャーがいる場合は、ケアマネジャーにご相談ください。



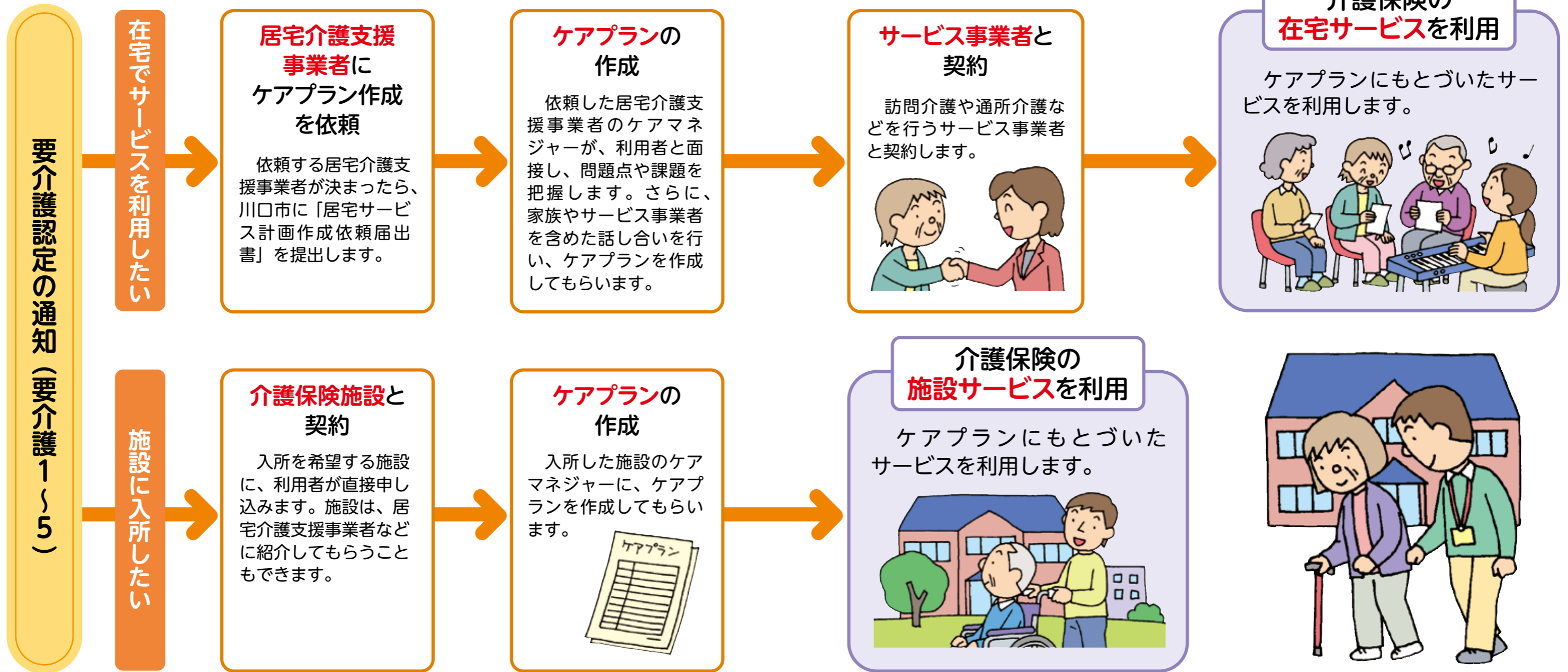
介護保険制度のしくみ
介護保険料
利用者の負担
サービスの利用のしかた
利用できるサービス
なんでもご相談ください
上手な事業者の選び方
介護サービスの事情・相談があるとき
川口市の事業
介護予防・日常生活支援総合事業

通知から利用までの流れ

要介護1～5のかた

「要介護1～5」と認定されたかたは、介護保険の介護サービスを利用します。居宅介護支援事業者や入所した介護保険施設などで、心身の状況に応じたケアプランを作成してもらいます。

※ケアプランの作成は全額保険給付となり、利用者負担はありません。



教えて！ 介護保険



ケアプランってどういうものですか？



どんなサービスを、いつ、どのくらい利用するのかを決めた計画書のことです。このケアプランに基づいて、サービスを利用します。
 ケアプランは、居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、入所する施設などで作成してもらいますが、自分で作成することもできます。事前に川口市へ相談のうえ、利用者自身がサービス事業者のサービス内容や単価を確認してケアプランを作成した場合は、介護保険証を添付し、川口市に届け出ます。

介護保険制度のしくみ
 介護保険料
 利用者の負担
 サービスのしかた
 利用できるサービス
 なんでもご相談ください
 上手な事業者の選び方
 介護サービスの事情
 川口市の事業
 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2のかた

「要支援1・2」と認定されたかたは、介護予防サービスと、介護予防・日常生活支援総合事業が利用できます。

地域包括支援センター、または介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者で、介護予防ケアプランを作成してもらいます。

※介護予防ケアプランの作成に利用者負担はありません。

※介護予防・日常生活支援総合事業のみ利用の場合は、地域包括支援センターで作成してもらいます。

事業対象者

要介護・要支援の認定更新時に基本チェックリストを受けて事業対象者に該当すれば、認定の更新をせずに訪問型サービス、通所型サービスを利用できます。

地域包括支援センターで、必要に応じてケアプランを作成してもらいます。

※ケアプランの作成に利用者負担はありません。

事業者と契約するときは、こんなことに注意しましょう！

◆サービスの内容

利用者の状況に合ったサービス内容や回数か。

◆契約期間

在宅サービスは要介護認定の有効期間に合わせた契約期間となっているか。

◆利用者からの解約

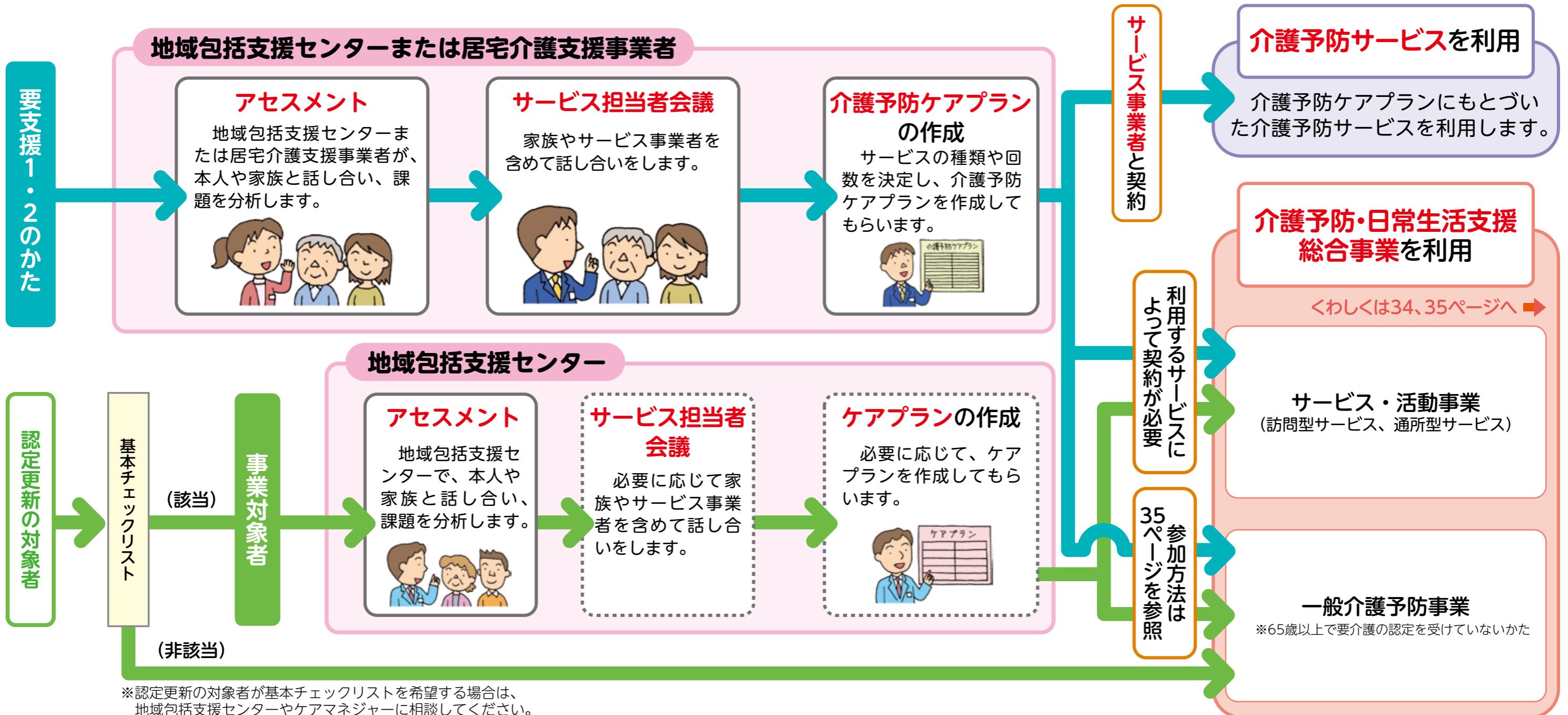
利用者からの解約が認められる場合およびその手続きの方法が明記されているか。

◆損害賠償

サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されているか。

◆秘密保持

利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報が保持されるようになっているか。 など



介護保険制度のしくみ

介護保険料

利用者の負担

サービスの利用のしかた

利用できるサービス

なんでもご相談ください

上手な事業者の選び方

介護サービスの苦情・相談があるとき

川口市の事業

介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険で利用できるサービス

利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割※をめやすとして掲載しています。サービスの内容により様々な加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。

※一定以上所得者は2割または3割です。

在宅サービス

★施設を利用したサービスの場合、食費・滞在費・日常生活費などは別途負担が必要です。

●訪問を受けて利用する

要介護1～5のかた	要支援1・2のかた
<p>訪問介護 (ホームヘルプ) 共</p> <p>ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助が受けられます。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。</p> <p>◆利用者負担のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎身体介護 (20分以上30分未満の場合) 244 円 ◎生活援助 (20分以上45分未満の場合) 179 円 <p>※早朝、夜間、深夜などは加算があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎通院のための乗車または降車の介助 (1回につき) 97 円 <p>※移送にかかる費用は別途負担が必要です。</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスが利用できます (くわしくは34、35ページへ)。</p>
<p>訪問入浴介護</p> <p>介護職員と看護職員に移動入浴車などで居宅を訪問してもらい、浴槽の提供を受けて、入浴介護が受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす (1回につき)</p> <p>1,266 円</p>	<p>介護予防訪問入浴介護</p> <p>疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員に居宅を訪問してもらい、入浴の支援が受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす (1回につき)</p> <p>856 円</p>

要介護1～5のかた

訪問看護

疾患等を抱えているかたが、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助が受けられます。



◆利用者負担のめやす

- ◎訪問看護ステーションからの場合 (30分未満の場合) **471 円**
- ◎病院または診療所からの場合 (30分未満の場合) **399 円**

訪問リハビリテーション

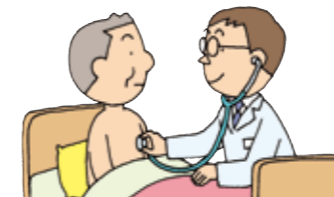
理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、リハビリテーションが受けられます。

◆利用者負担のめやす (1回につき*)

- 308 円**
- * 20分間リハビリテーションを行った場合

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。



◆利用者負担のめやす

- ◎医師による指導の場合 (1か月に2回まで) **515 円**

要支援1・2のかた

介護予防訪問看護

疾患等を抱えているかたが、看護師などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助が受けられます。

◆利用者負担のめやす

- ◎訪問看護ステーションからの場合 (30分未満の場合) **451 円**
- ◎病院または診療所からの場合 (30分未満の場合) **382 円**

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、介護予防を目的としたリハビリテーションが受けられます。



◆利用者負担のめやす (1回につき*)

- 298 円**
- * 20分間リハビリテーションを行った場合

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の管理や指導が受けられます。

◆利用者負担のめやす

- ◎医師による指導の場合 (1か月に2回まで) **515 円**

●通所して利用する

要介護1～5のかた	要支援1・2のかた
<p>通所介護 (デイサービス) 共</p> <p>定員が19人以上の通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす</p> <p>◎通常規模の事業所の場合 (8時間以上9時間未満の場合)</p> <p>要介護1 / 669円 要介護2 / 791円 要介護3 / 915円 要介護4 / 1,041円 要介護5 / 1,168円</p> <p>※送迎を含む</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスが利用できます (くわしくは34、35ページへ)。</p>
<p>通所リハビリテーション (デイケア)</p> <p>介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排せつなどの介護や、生活行為向上のためのリハビリテーションが日帰りで受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす</p> <p>◎通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満の場合)</p> <p>要介護1 / 762円 要介護2 / 903円 要介護3 / 1,046円 要介護4 / 1,215円 要介護5 / 1,379円</p> <p>※送迎を含む</p>	<p>介護予防通所リハビリテーション</p> <p>介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、リハビリテーションが日帰りで受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす (月単位の定額) (1か月につき)</p> <p>要支援1 / 2,268円 要支援2 / 4,228円</p> <p>※送迎、入浴を含む</p>

共 共生型サービスについて

共生型サービス事業所

障害福祉サービス事業所等
+
介護保険事業所


共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。障害福祉サービスを受けてきたかたが65歳になっても、なじみの事業所でサービスを受けることが可能です。くわしくは、ケアマネジャーや現在ご利用のサービス事業所などにご確認ください。

●居宅での暮らしを支える

要介護1～5のかた	要支援1・2のかた
<p>福祉用具貸与</p> <p>日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。</p> <p>●車いす ●車いす付属品 ●特殊寝台 ●特殊寝台付属品 ●床ずれ防止用具 ●体位変換器 ●手すり(工事をとみなさないもの) ●スロープ(工事をとみなさないもの)★ ●歩行器★ ●歩行補助つえ★ ●認知症老人徘徊感知機器 ●移動用リフト(つり具を除く) ●自動排泄処理装置</p> <p>■要介護度により、下記の福祉用具は原則として保険給付の対象となりません。 【要支援1・2、要介護1のかた】 車いす(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具を除く) 【要支援1・2、要介護1～3のかた】 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)</p> <p>★印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)と多点杖については、下記の特定(介護予防)福祉用具販売で購入して利用することもできます。</p> <p>◆利用者負担について</p> <p>実際に貸与に要した費用に応じて異なります。</p>	<p>介護予防福祉用具貸与</p> <p>福祉用具のうち、介護予防に役立つものについて貸与が受けられます。</p> <p>◆利用者負担について</p> <p>実際に貸与に要した費用に応じて異なります。</p>
<p>特定福祉用具販売 (福祉用具購入費の支給)</p> <p>入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。 ❗申請が必要です。</p> <p>●腰掛け便座 ●入浴補助用具 ●自動排泄処理装置の交換可能部品 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具 ●排泄予測支援機器</p> <p>※(介護予防)福祉用具貸与の対象用具のうち、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)と多点杖は、購入して利用することもできます。</p> <p>◆利用者負担について</p> <p>購入額は、同年度につき10万円が上限です。利用者負担額は、負担割合により変動します。</p> <p>■特定福祉用具販売の指定を受けた事業者から購入した場合のみ、福祉用具購入費が支給されます。 ■事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されていますので、購入の際は相談しましょう。</p>	<p>特定介護予防福祉用具販売</p> <p>入浴や排せつなどに使用する福祉用具のうち介護予防に役立つ用具を購入したとき、購入費が支給されます。❗申請が必要です。</p> <p>◆利用者負担について</p> <p>購入額は、同年度につき10万円が上限です。利用者負担額は、負担割合により変動します。</p>
<p>住宅改修費支給</p> <p>手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。 ❗事前に申請が必要です。</p> <p>●滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更 ●手すりの取り付け ●段差の解消 ●引き戸などへの扉の取り替え ●和式便器から洋式便器などへの便器の取り替え</p> <p>※上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。</p> <p>◆利用者負担について</p> <p>改修費は、現住所につき20万円が上限です。利用者負担額は、負担割合により変動します。</p>	<p>介護予防住宅改修費支給</p> <p>介護予防に役立つ、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。❗事前に申請が必要です。</p> <p>◆利用者負担について</p> <p>改修費は、現住所につき20万円が上限です。利用者負担額は、負担割合により変動します。</p>

介護保険制度のしくみ
介護保険料
利用者の負担
サービスのしかた
利用できるサービス
なんでもご相談ください
上手な事業者の選び方
介護サービスの苦情相談があるとき
川口市の事業
介護予防・日常生活支援総合事業

●短期間入所する

要介護1～5のかた	要支援1・2のかた
<p>短期入所生活介護 共／ 短期入所療養介護 (ショートステイ)</p> <p>介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1日につき) 〈短期入所生活介護〉</p> <p>◎介護老人福祉施設(併設型・従来型個室の場合)</p> <p>要介護1 / 603円 要介護2 / 672円 要介護3 / 745円 要介護4 / 815円 要介護5 / 884円</p> <p>〈短期入所療養介護〉</p> <p>◎介護老人保健施設(多床室の場合)</p> <p>要介護1 / 830円 要介護2 / 880円 要介護3 / 944円 要介護4 / 997円 要介護5 / 1,052円</p>	<p>介護予防短期入所生活介護 共／ 介護予防短期入所療養介護</p> <p>介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす(1日につき) 〈介護予防短期入所生活介護〉</p> <p>◎介護老人福祉施設(併設型・従来型個室の場合)</p> <p>要支援1 / 451円 要支援2 / 561円</p> <p>〈介護予防短期入所療養介護〉</p> <p>◎介護老人保健施設(多床室の場合)</p> <p>要支援1 / 613円 要支援2 / 774円</p>

●在宅に近い暮らしをする

要介護1～5のかた	要支援1・2のかた
<p>特定施設入居者生活介護</p> <p>有料老人ホームなどに入居しているかたが、日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1日につき)</p> <p>要介護1 / 542円 要介護2 / 609円 要介護3 / 679円 要介護4 / 744円 要介護5 / 813円</p>	<p>介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>有料老人ホームなどに入居しているかたが、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1日につき)</p> <p>要支援1 / 183円 要支援2 / 313円</p>

施設サービス (要支援1・2のかたは利用できません)

★食費・居住費・日常生活費などは別途負担が必要です。

要介護1～5のかた				
<p>介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)</p> <p>常時介護が必要で居宅での生活が困難なかたが入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。</p> <p>※新規入所できるのは原則として要介護3以上のかたです。</p>	◆利用者負担のめやす(30日)			
		従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
	要介護1	17,670円	17,670円	20,100円
	要介護2	19,770円	19,770円	22,200円
	要介護3	21,960円	21,960円	24,450円
	要介護4	24,060円	24,060円	26,580円
要介護5	26,130円	26,130円	28,650円	
<p>介護老人保健施設 (老人保健施設)</p> <p>状態が安定しているかたが在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。</p>	◆利用者負担のめやす(30日)			
		従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
	要介護1	21,510円	23,790円	24,060円
	要介護2	22,890円	25,290円	25,440円
	要介護3	24,840円	27,240円	27,390円
	要介護4	26,490円	28,830円	29,040円
要介護5	27,960円	30,360円	30,540円	
<p>介護医療院</p> <p>長期にわたり療養が必要なかたが入所して、医療や日常生活上の支援が一体的に受けられます。</p>	◆利用者負担のめやす(30日)			
		従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
	要介護1	21,630円	24,990円	25,500円
	要介護2	24,960円	28,290円	28,800円
	要介護3	32,100円	35,460円	35,970円
	要介護4	35,160円	38,490円	39,000円
要介護5	37,890円	41,250円	41,760円	

従来型個室とは…ユニットを構成しない個室 多床室とは…ユニットを構成しない相部屋
 ユニット型個室とは…個室の壁が天井まであり、完全に仕切られている
 ユニット型個室の多床室とは…個室の壁が天井までなく、すき間がある
 ※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことです。


介護保険制度のしくみ
 介護保険料
 利用者の負担
 サービスのしかた
 利用できるサービス
 なんでもご相談ください
 上手な事業者の選び方
 介護サービスの苦情・相談があるとき
 川口市の事業
 介護予防・日常生活支援総合事業

地域密着型サービス（原則として川口市のかたのみ利用できます）

★施設を利用したサービスの場合、食費・居住費（滞在費）・日常生活費などは別途負担が必要です。

要介護1～5のかた	要支援1・2のかた								
<p>夜間対応型訪問介護</p> <p>定期巡回または通報による夜間専用の訪問介護が受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす</p> <table border="1"> <tr> <td>◎基本夜間対応型訪問介護費 (1か月につき)</td> <td>989円</td> </tr> <tr> <td>◎定期巡回サービス(1回)</td> <td>372円</td> </tr> <tr> <td>◎随時訪問サービス(1回)</td> <td>567円</td> </tr> </table>	◎基本夜間対応型訪問介護費 (1か月につき)	989円	◎定期巡回サービス(1回)	372円	◎随時訪問サービス(1回)	567円	<p>※要支援1・2のかたは利用できません。</p>		
◎基本夜間対応型訪問介護費 (1か月につき)	989円								
◎定期巡回サービス(1回)	372円								
◎随時訪問サービス(1回)	567円								
<p>認知症対応型通所介護</p> <p>認知症のかたが、食事・入浴などの介護や機能訓練などを日帰りで受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす</p> <p>(8時間以上9時間未満の場合)</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1 / 1,026円</td> <td>要介護4 / 1,362円</td> </tr> <tr> <td>要介護2 / 1,137円</td> <td>要介護5 / 1,472円</td> </tr> <tr> <td>要介護3 / 1,248円</td> <td></td> </tr> </table>	要介護1 / 1,026円	要介護4 / 1,362円	要介護2 / 1,137円	要介護5 / 1,472円	要介護3 / 1,248円		<p>介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>認知症のかたが、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす</p> <p>(8時間以上9時間未満の場合)</p> <table border="1"> <tr> <td>要支援1 / 888円</td> <td>要支援2 / 991円</td> </tr> </table>	要支援1 / 888円	要支援2 / 991円
要介護1 / 1,026円	要介護4 / 1,362円								
要介護2 / 1,137円	要介護5 / 1,472円								
要介護3 / 1,248円									
要支援1 / 888円	要支援2 / 991円								
<p>小規模多機能型居宅介護</p> <p>通所を中心に、利用者の選択に応じて、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスが受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1か月につき)</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1 / 10,458円</td> <td>要介護4 / 24,677円</td> </tr> <tr> <td>要介護2 / 15,370円</td> <td>要介護5 / 27,209円</td> </tr> <tr> <td>要介護3 / 22,359円</td> <td></td> </tr> </table>	要介護1 / 10,458円	要介護4 / 24,677円	要介護2 / 15,370円	要介護5 / 27,209円	要介護3 / 22,359円		<p>介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>通所を中心に、利用者の選択に応じて、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、介護予防を目的とした多機能なサービスが受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1か月につき)</p> <table border="1"> <tr> <td>要支援1 / 3,450円</td> <td>要支援2 / 6,972円</td> </tr> </table>	要支援1 / 3,450円	要支援2 / 6,972円
要介護1 / 10,458円	要介護4 / 24,677円								
要介護2 / 15,370円	要介護5 / 27,209円								
要介護3 / 22,359円									
要支援1 / 3,450円	要支援2 / 6,972円								
<p>認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)</p> <p>認知症のかたが共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1日につき)</p> <p>◎ユニット数1の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1 / 765円</td> <td>要介護4 / 841円</td> </tr> <tr> <td>要介護2 / 801円</td> <td>要介護5 / 859円</td> </tr> <tr> <td>要介護3 / 824円</td> <td></td> </tr> </table>	要介護1 / 765円	要介護4 / 841円	要介護2 / 801円	要介護5 / 859円	要介護3 / 824円		<p>介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>認知症のかたが共同生活する住居で、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p> <p>※要支援1のかたは利用できません。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1日につき)</p> <p>◎ユニット数1の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>要支援2 / 761円</td> </tr> </table>	要支援2 / 761円	
要介護1 / 765円	要介護4 / 841円								
要介護2 / 801円	要介護5 / 859円								
要介護3 / 824円									
要支援2 / 761円									

要介護1～5のかた（要支援1・2のかたは利用できません）

<p>地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>定員が29人以下の介護専用型特定施設で、食事・入浴・排せつなどの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1日につき)</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1 / 546円</td> <td>要介護4 / 750円</td> </tr> <tr> <td>要介護2 / 614円</td> <td>要介護5 / 820円</td> </tr> <tr> <td>要介護3 / 685円</td> <td></td> </tr> </table>	要介護1 / 546円	要介護4 / 750円	要介護2 / 614円	要介護5 / 820円	要介護3 / 685円							
要介護1 / 546円	要介護4 / 750円											
要介護2 / 614円	要介護5 / 820円											
要介護3 / 685円												
<p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や機能訓練などが受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1日につき)</p> <p>(ユニット型個室の場合)</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1 / 682円</td> <td>要介護4 / 901円</td> </tr> <tr> <td>要介護2 / 753円</td> <td>要介護5 / 971円</td> </tr> <tr> <td>要介護3 / 828円</td> <td></td> </tr> </table> <p>※新規入所できるのは、原則として要介護3以上のかたです。</p>	要介護1 / 682円	要介護4 / 901円	要介護2 / 753円	要介護5 / 971円	要介護3 / 828円							
要介護1 / 682円	要介護4 / 901円											
要介護2 / 753円	要介護5 / 971円											
要介護3 / 828円												
<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応などが受けられます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす(1か月につき)</p> <p>◎一体型・訪問看護サービスを行わない場合</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1 / 5,446円</td> <td>要介護4 / 20,417円</td> </tr> <tr> <td>要介護2 / 9,720円</td> <td>要介護5 / 24,692円</td> </tr> <tr> <td>要介護3 / 16,140円</td> <td></td> </tr> </table> <p>◎一体型・訪問看護サービスを行う場合</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1 / 7,946円</td> <td>要介護4 / 23,358円</td> </tr> <tr> <td>要介護2 / 12,413円</td> <td>要介護5 / 28,298円</td> </tr> <tr> <td>要介護3 / 18,948円</td> <td></td> </tr> </table>	要介護1 / 5,446円	要介護4 / 20,417円	要介護2 / 9,720円	要介護5 / 24,692円	要介護3 / 16,140円		要介護1 / 7,946円	要介護4 / 23,358円	要介護2 / 12,413円	要介護5 / 28,298円	要介護3 / 18,948円	
要介護1 / 5,446円	要介護4 / 20,417円											
要介護2 / 9,720円	要介護5 / 24,692円											
要介護3 / 16,140円												
要介護1 / 7,946円	要介護4 / 23,358円											
要介護2 / 12,413円	要介護5 / 28,298円											
要介護3 / 18,948円												
<p>看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)</p> <p>小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1か月につき)</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1 / 12,447円</td> <td>要介護4 / 27,766円</td> </tr> <tr> <td>要介護2 / 17,415円</td> <td>要介護5 / 31,408円</td> </tr> <tr> <td>要介護3 / 24,481円</td> <td></td> </tr> </table>	要介護1 / 12,447円	要介護4 / 27,766円	要介護2 / 17,415円	要介護5 / 31,408円	要介護3 / 24,481円							
要介護1 / 12,447円	要介護4 / 27,766円											
要介護2 / 17,415円	要介護5 / 31,408円											
要介護3 / 24,481円												
<p>地域密着型通所介護 共</p> <p>定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす</p> <p>(8時間以上9時間未満の場合)</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1 / 783円</td> <td>要介護4 / 1,220円</td> </tr> <tr> <td>要介護2 / 925円</td> <td>要介護5 / 1,365円</td> </tr> <tr> <td>要介護3 / 1,072円</td> <td></td> </tr> </table>	要介護1 / 783円	要介護4 / 1,220円	要介護2 / 925円	要介護5 / 1,365円	要介護3 / 1,072円							
要介護1 / 783円	要介護4 / 1,220円											
要介護2 / 925円	要介護5 / 1,365円											
要介護3 / 1,072円												

介護保険制度のしくみ
介護保険料
利用者の負担
サービスの利用のしかた
利用できるサービス
なんでもご相談ください
上手な事業者の選び方
介護サービスの苦情相談があるとき
川口市の事業
介護予防・日常生活支援総合事業

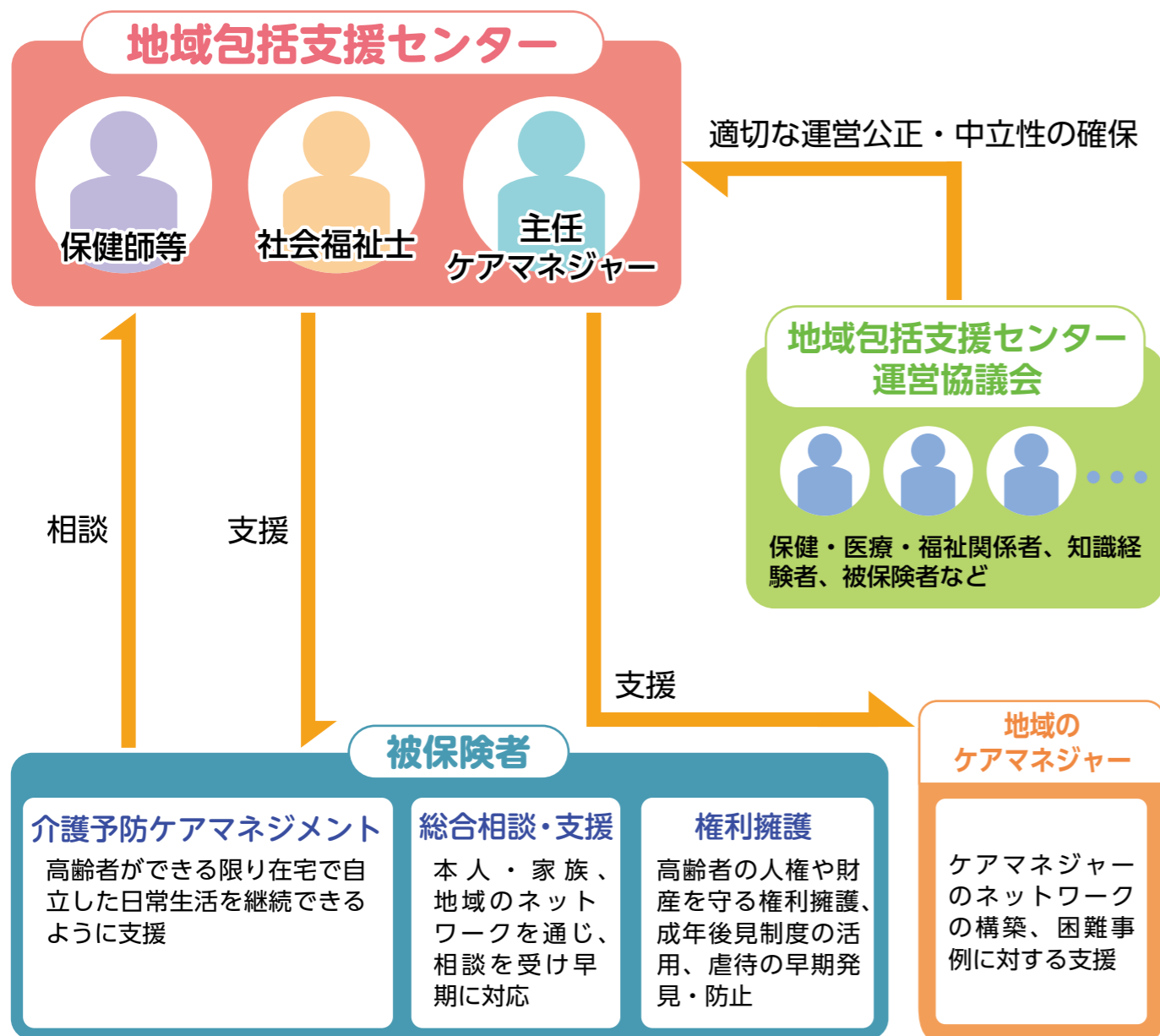
なんでもご相談ください

高齢者の総合相談窓口 地域包括支援センターを利用しましょう

地域包括支援センター

高齢者が住みなれた地域で、そのかたらしい生活を送るために、介護の必要な状態にならないような予防対策や、そのかたの状態に応じた介護・医療・福祉等のサービスが受けられるように、保健師等・社会福祉士・主任ケアマネジャーが支援します。

●地域包括支援センターの役割



悩みや相談ごとなど、お気軽にご相談ください!

川口市地域包括支援センター



中央地域包括支援センター

幸町1-5-17
川口みちのくビル2階
☎048-258-1750

横曽根地域包括支援センター

西川口6-7-4
☎048-250-4311

西地域包括支援センター

飯塚1-9-22
☎048-240-6677

青木地域包括支援センター

青木3-3-1 青木会館2階
☎048-252-1314

上青木地域包括支援センター

上青木1-10-21
☎048-240-1557

前川地域包括支援センター

前川3-4-5
☎048-485-8118

南平地域包括支援センター

末広2-15-19
☎048-225-5888

南平みなみ地域包括支援センター

領家1-24-17
☎048-226-6615

新郷地域包括支援センター

大字赤井1055 サンテピア1階
☎048-286-7631

新郷東地域包括支援センター

大字峯901
☎048-229-2515

神根地域包括支援センター

大字道合1421
神根福祉センター1階
☎048-297-2777

神根東地域包括支援センター

大字石神1560-1 紫水苑1階
☎048-298-3822

芝地域包括支援センター

芝中田2-31-8
☎048-267-2340

芝伊刈地域包括支援センター

大字伊刈20 芝福祉センター1階
☎048-264-7040

芝西地域包括支援センター

芝富士1-9-25
エンゼルヘルプ川口1階
☎048-263-0120

安行地域包括支援センター

大字安行藤八501
☎048-290-2300

戸塚地域包括支援センター

東川口4-2-6
☎048-291-0037

戸塚西地域包括支援センター

戸塚2-27-18
☎048-498-2580

鳩ヶ谷東部地域包括支援センター

桜町6-4-5 鳩ヶ谷福祉センター1階
☎048-284-1250

鳩ヶ谷西部地域包括支援センター

大字辻958 ベルホーム1階
☎048-280-5222

介護保険制度のしくみ
介護保険料
利用者の負担
サービスの利用のしかた
利用できるサービス
なんでもご相談ください
上手な事業者の選び方
介護サービスの苦情相談があるとき
川口市の事業
介護予防・日常生活支援総合事業

サービスの種類や事業者を自分で選びます

介護保険は、利用者が事業者を選択して介護サービスを利用するしくみです。よりよい事業者を選ぶためには、地域の評判を聞いたり、施設を見学したり、事業者の評価が公開されているときにはそれを参考にするといい、自らの情報収集も大切です。また、実際に契約するにあたっては、サービスの内容について十分確認しておくことが大切です。

ここでは事業者を選ぶ際にチェックしたい項目をご紹介します。

		チェック項目	
1	どんな介護をするのかなどが書かれた書類（重要事項説明書）を受け取りましたか。わかりやすいものですか。	はい	いいえ
2	営業日・営業時間について ●あなたが利用したいときに、事業所が開いていますか。（日曜日や連休、年末年始はどうでしょうか）	はい	いいえ
3	業務内容について ●あなたがしてほしいことが、してもらえますか。（重要事項説明書では、できることになっていますか）	はい	いいえ
4	事業者の職員数などについて ●介護福祉士などの資格をもっているかたが何人いるか、書いてありますか。（事業所の職員の人数や資格が重要事項説明書に書かれていますか）	はい	いいえ
5	サービスの曜日の変更など ●サービスの利用日や曜日を変えたいとき、あなたの希望に沿えるように対応するとなっていますか。	はい	いいえ
6	介護保険サービスと保険外サービス ●介護保険が使えるサービスと使えないサービスが、はっきりと、わかるように書かれていますか。	はい	いいえ
7	料金の額や支払い方法など ●利用料と支払い方法またキャンセルしたときの料金などが、わかりやすく書かれていますか。	はい	いいえ
8	苦情対応など ●苦情や相談、意見を受け付ける担当者は誰か確認しましたか。	はい	いいえ
9	緊急時の対応 ●体の調子が急に悪くなったときなどに、どうすればよいか、わかりやすく書かれていますか。まかせてよいと思いますか。	はい	いいえ
10	事故等への対応 ●事故が起こったときにどうするのか、お金がかかったときなどはどのように補償されるのか書かれていますか。	はい	いいえ
11	契約について ●契約をやめる時はどのようにすればよいのかが明記されていますか。	はい	いいえ

以上のポイントをチェックしてから考えてみましょう。
この事業者を利用しようと思いますか。（契約しようと思いますか）

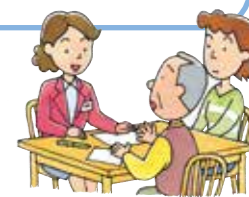
●サービスの利用を開始してからも、内容に納得できないときなどには、事業者をかえることができます。疑問に思うことや困ったことがあれば、ケアマネジャーなどに相談してください。

介護サービスの苦情・相談があるときは

こんなときは

- 契約どおりのサービスをしてくれない
- 利用料が高すぎる気がする
- 事業者の説明が不十分でわかりづらい
- 職員の態度や言葉に傷ついた など

介護（介護予防）サービスを利用して、困ったことや相談したいことがあったら、早めに事業者と話して解決するようにしましょう。話しづらかったり、話しても改善されない場合には、次のような相談先もあります。



まずは担当のケアマネジャー、地域包括支援センターに相談してみましょう

介護保険の介護サービスを利用するかたは、利用する居宅介護支援事業者のケアマネジャーに、介護予防サービスを利用するかたは、地域包括支援センターの保健師などに普段からサービスを利用して、気づいた点、不明な点があればその都度何でも話しておき、信頼関係を築いておくことで安心です。

それでも改善されないときは

- 川口市役所介護保険課の窓口にご相談ください。
川口市では、内容等を調査して対応します。連絡先は裏表紙をご参照ください。
- 苦情申出書により、国保連に申し立てることもできます。
市区町村で解決するのが難しい場合や、とくに利用者が希望する場合は、都道府県ごとに設置されている国保連（国民健康保険団体連合会）に苦情申し立てをします。

埼玉県国民健康保険団体連合会介護福祉課 苦情対応係 **相談窓口 ☎048-824-2568(直通)**

川口市の事業

川口市が独自に取り組む事業です

居宅サービス等利用者負担額の補助について

介護保険居宅サービス等を利用するかたで所得の低いかたに対して、利用者負担額の一部を補助します。
※くわしい内容は、介護保険課給付係にご確認ください。

対象者	(1) 高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税のかた	補助率	①左記(1)のかた 利用者負担額の10分の7
	(2) 世帯全員が市民税非課税のかた (ただし、生活保護の受給者・保険料滞納者を除く)		②左記(2)のかた 利用者負担額の10分の3

※ただし、高額介護サービス費等、他の制度の適用がある場合は、その適用を受けた後の負担額に対して補助します。

対象となる居宅サービス等は、下記のサービスです。(介護予防サービス含む)

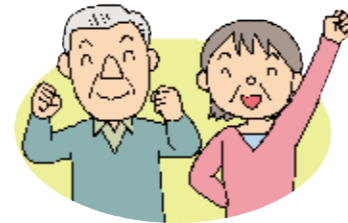
- ・訪問介護（ホームヘルプ）
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護（デイサービス）
- ・介護予防相当サービス（訪問型・通所型）
- ・通所リハビリテーション（デイケア）
- ・福祉用具貸与
- ・短期入所生活介護/短期入所療養介護（ショートステイ）
- ・特定施設入居者生活介護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・基準緩和サービス（訪問型・通所型）
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
- ・地域密着型通所介護

介護保険制度のしくみ
介護保険料
利用者の負担
サービスの利用のしかた
利用できるサービス
なんでもご相談ください
上手な事業者の選び方
介護サービスの苦情・相談があるとき
川口市の事業
介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防に取り組みましょう！

介護予防とは、「できる限り介護が必要にならないようにする」「もし介護が必要になっても、それ以上悪化させないようにする」ことです。

いつまでも自分らしく自立して生活するために、健康なうちから介護予防に取り組むことが大切です。




利用できるサービス

サービス・活動事業

対象者 要支援1・2のかた、事業対象者

訪問型サービス

<p>介護予防相当サービス</p>	<p>「身体介護」と「生活援助」のサービスを利用したいかた向け ホームヘルパーによる身体介護や生活援助のサービスが受けられます。</p> 	<p>◆利用者負担のめやす(1か月につき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎週1回程度の利用 事業対象者、要支援1・2/1,176円 ◎週2回程度の利用 事業対象者、要支援1・2/2,349円 ◎週2回を超える程度の利用 事業対象者、要支援2/3,727円 <p>※身体介護・生活援助の区分はありません。 ※乗降介助は利用できません。</p>
<p>基準緩和サービス (家事だけサービス)</p>	<p>「生活援助」のサービスのみを利用したいかた向け ホームヘルパー等による生活援助のサービスが受けられます。</p>	<p>◆利用者負担のめやす(1回につき)</p> <p>事業対象者、要支援1・2/227円</p> <p>※身体介護・乗降介助は利用できません。</p>
<p>短期集中予防サービス</p>	<p>通所が困難なかた向け 通所が困難な高齢者宅で、リハビリテーションの専門職等による必要な指導・機能訓練が受けられます。(3か月程度)</p>	<p>◆利用者負担のめやす</p> <p>事業対象者、要支援1・2/ 利用者負担はありません。</p>

※【身体介護】入浴・排せつ・食事の介助など
【生活援助】掃除・洗濯・買い物・調理など


事業対象者の1か月の支給限度額は、50,320円です(くわしくは11ページへ)。
※訪問型・通所型短期集中予防サービスは、支給限度額の適用はありません。

通所型サービス

<p>介護予防相当サービス</p>	<p>入浴・排せつ・食事などの支援や機能訓練などを利用したいかた向け 通所介護施設で食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。また、目標に合わせた選択的サービスも利用できます。</p>	<p>◆利用者負担のめやす(1か月につき)</p> <p>事業対象者(週1回程度)、要支援1/1,798円 事業対象者(週2回程度)、要支援2/3,621円</p> <p>※送迎、入浴を含む。</p>
<p>基準緩和サービス (運動だけサービス)</p>	<p>「機能訓練」のサービスのみを利用したいかた向け 通所介護施設で機能訓練を中心としたサービスを日帰りで受けられます。</p>	<p>◆利用者負担のめやす(1回につき)</p> <p>事業対象者、要支援1・2/355円</p> <p>※送迎を含む。</p>
<p>短期集中予防サービス (健康運動教室)</p>	<p>運動機能の低下が見られるかた向け 老人福祉センター等で、低下した運動機能の改善を目的とした機能訓練が日帰りで受けられます。(3か月、1教室10回)</p>	<p>◆利用者負担のめやす(1教室につき)</p> <p>事業対象者、要支援1・2/800円</p>

一般介護予防事業

対象者 65歳以上で、要介護1～5の認定を受けていないかた

<p>口腔教室</p>	<p>「口腔機能」は全身の健康にかかわります 適切な口腔ケアの手法や摂食・嚥下機能の改善など、口腔機能の向上を目的とした教室です。(3か月、1教室6回)</p>	<p>参加費：800円(1教室につき) 参加方法：地域包括支援センター(31ページを参照)へお問い合わせください。</p>
<p>生き生きデイサービス</p>	<p>老人福祉センター(たたら荘)、鳩ヶ谷福祉センター(は～とふる鳩ヶ谷)で、介護予防の簡単な体操や健康・生きがいづくりなどに関する講話を行います。(毎月4回)</p>	<p>参加費：無料 (施設利用料として100円がかかります。) 参加方法：申込不要。 開催日を確認し、直接会場へお越しください。</p> 

介護予防のために、集いの場に参加しましょう！

趣味の活動や運動を楽しみながら、地域の仲間と交流することで、心身の健康を保ち、充実した毎日を送ることができます。
例として、「いきいき百歳体操」、「ボッチャ」、「健康マーじゃん」、「男の料理教室」、「散歩の会」、「介護者サロン」、「おしゃべりサロン」、「折り紙教室」などがあります。
集いの場の内容は、地域によって異なりますので、担当の地域包括支援センター(31ページ参照)までお問合せください。

おうちで出来る運動動画をご紹介します！

日頃の生活動作が行いにくくなってきたかたに向けて、ご自宅でできる簡単な運動プログラムを動画で紹介しています。



介護保険の窓口のご案内

介護保険課 (介護予防に関する相談は長寿支援課)

月曜日から金曜日 (祝日・年末年始を除く) 電話 8:30~17:15
窓口 9:00~16:30

住 所 〒332-8601 川口市青木2-1-1

電 話 048-258-1110 (代表)

直通電話

介護保険課

- 要介護認定のための申請・訪問調査に関する相談 ☎048-259-7294
- 65歳以上のかたの介護保険料に関する相談 ☎048-259-7295
(40歳以上65歳未満のかたの介護保険料については、現在加入している医療保険者にお尋ねください)
- 介護保険のサービス利用および利用者負担に関する相談 ☎048-259-7296
- サービス提供事業者の指定に関する相談 ☎048-259-7293

長寿支援課

- 介護予防に関する相談 ☎048-271-9745

F A X 048-258-7493 (介護保険課)

ホームページ <https://www.city.kawaguchi.lg.jp>

地域包括支援センター (30、31ページ参照)

川口市高齢者サービス情報検索サイト 「かわぐち元気ナビ」

高齢者が地域で安心して生活するために必要な情報をまとめて紹介します。お住まいの近くのサロンや体操などの集いの場、買い物・家事支援などの生活支援サービスや介護サービスなどを、目的や住所で簡単に検索できます。

かわぐち元気ナビ



使い方 ~希望のサービスから探すとき~



「きらり川口情報メール」サービス

ご登録いただいた方に高齢者福祉・介護情報などを電子メールで配信します。

きらり川口情報メール



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

